

群馬県社会的養育推進計画

(平成27年度～令和11度)



<令和2年3月改定>

群 馬 県

はじめに

少子化により児童人口が年々減少する中であっても、児童相談所における児童虐待相談件数は、年々増加傾向にあります。このことは、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正により、社会的関心の高まりや通告義務が周知されてきた影響が大きいと考えられます。一方で、このことにより本県における社会的養育を必要とする子どもの数は、ここ数年増加傾向にあり、今後も一定期間は、増加し続けると考えられます。このような状況の中、様々な理由により社会的養育を必要とする子どもが、健やかに育っていくことができる環境を整えていくことは、社会全体の責務として捉えていかなければなりません。

国においては、平成23年7月に厚生労働省の検討委員会において「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、この中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。このことを受け、県では、各児童養護施設等における小規模化・地域分散化等と、里親やファミリーホームでの家庭養護を推進するため、「群馬県家庭的養護推進計画」（平成27～41年度）を策定し、全国の自治体でも同様の取組を行いました。

しかし、平成27年度末において、里親やファミリーホームの委託率は、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回っており、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっています。

このような中、平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

本県では、この法改正の理念のもと、「群馬県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、改めて10年後の将来を見据えて計画の改定を行いました。また、計画の基本方針を「～社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現～」とし、『子ども』を「育てる」「守る」「支える人を育てる」「将来の自立を支える」という4つの基本的な視点を設けて具体的な施策を展開していくこととしました。

本計画での将来目標を達成するためには、人員体制の充実や職員の専門性の確保、及び里親やファミリーホームの十分な確保と支援体制の整備が不可欠となります。目標を達成するためには、多くの課題を乗り越える必要がありますが、関係者の協力のもと精力的に取り組む、様々な境遇に置かれた子どもが、安心して暮らすことのできる環境を整えていきたいと考えています。関係者の皆様には、社会的養育が必要とされる子どもにとって最善の利益が確保されるよう、御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に当たり、それぞれの思いを込め熱心に御討議いただきました関係者の皆様をはじめ、多くの方々に対し、心からお礼申し上げます。

令和2年3月

群馬県こども未来部

目次

第1章 総論	1
第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2節 本県における社会的養育の現状	4
1 社会的養育の現状	4
(1) 本県の人口の動向と構造の変化	5
(2) 児童相談所における相談件数の推移	7
(3) 社会的養育関係施設の設置状況	10
(4) 里親の状況	13
(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況	15
2 社会的養育の将来像	16
(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込	16
(2) 社会的養育の整備	18
第3節 計画の基本的な考え方	20
1 基本方針	20
2 基本的視点	21
3 施策体系	22
第4節 計画の推進	23
1 計画の推進体制	23
(1) 県の推進体制	23
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携	23
第2章 具体的取組方向	24
1 養育環境の整備	24
(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	24
(2) 里親制度の普及推進、里親の確保	26
(3) 里親・ファミリーホームへの支援	28
(4) 里親養育の包括的な支援（フォスターリング業務の実施）	29
(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備	31
2 児童虐待の防止	33

(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	33
(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	34
(3) 被虐待児童の早期保護	35
3 人材の育成	37
(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保	37
(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上	37
(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	39
4 児童の自立支援（ライフサイクルを見通した支援）	40
(1) 児童の自立支援策の強化	40
(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）	41
(3) アフターケア（施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の 相談支援）への取組	42
資料編	44
1 社会的養育推進計画検討会議設置運営要領等	44
(1) 社会的養育推進計画検討会議設置運営要領	44
(2) 社会的養育推進計画検討会議開催経過	46
2 関係法律等	47
(1) 児童福祉法	47
(2) 児童虐待の防止等に関する法律	51
(3) 子ども・子育て支援法	52
(4) 児童憲章	54

